|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 令和○○年○○月○○日○○株式会社（当該地域の一般送配電事業者）○○　○○（社長名記載）　殿関係行政機関あるいは地方公共団体の長電力データ提供要請書（包括要請）電気事業法第３４条第１項および国のガイドライン「電気事業法第３４条第１項の規定に基づく必要な情報の求めに関する考え方」に基づき、下記のとおり一般送配電事業者が保有する通電情報等の情報（以下「電力データ」という。）の提供を要請します。なお、電力データの提供要請および利用にあたっては、「電力データ利用規約」を遵守します。記

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 利用目的 | **災害による停電発生時等** | **防災訓練** |
| 台風○○号による大規模長時間停電発生に対する対応のため | ○○市防災訓練のため |
| データ利用期間※注1 | 要請日から災害対策活動終了まで〇年〇月〇日から〇年〇月〇日（予定） | 〇年〇月〇日から〇年〇月〇日 |
| 対象自治体 | ○○○県○○○市 |
| 提供要請情報（必要とする情報にチェック） | ☐通電情報 | ☐　配電線地図☐　復旧工事計画 | ☐　配電線地図 |
| 提供媒体 | 電力データ集約システム | ホームページ公開情報電子媒体　または、紙媒体 | 電子媒体　または、紙媒体 |
| 提供方法 | LGWAN経由またはAPI連携にて電力データ集約システムから必要な情報を適時入手　**利用規約Ａ** | ホームページ公開情報電子メール　または、手交　**利用規約Ｂ** | 電子メール　または、手交　**利用規約Ｂ** |
| 要請者 | （組織・部署）○○県○○市○○部（担当者）○○　○○（E-mail）aaaaa@aaaaa.go.jp（電話番号）XXX-XXX-XXXX |

注１）電力データ集約システム利用におけるアカウント（LGWAN経由：自治体情報、ユーザーID・PW、API連携：自治体情報）はデータ利用期間のみ利用が可能です。データ利用期間は、２週間～１ヶ月程度を目安として、実状に即して設定してください。データ利用期間を超過する場合は、再度要請が必要となります。注２）停電エリアや復旧見込み等の情報については、管轄エリアの一般送配電事業者等のホームページにて適時公表しております。（特に発災初期においては、ホームページをご活用ください。）注３）電力データ集約システムの障害復旧に長期を要する場合は代替方法によりデータ提供を行うことがあります。また、災害の復旧対応状況により、問合せに対応できない場合があります。注４）離島など地域によっては電力データ集約システムよりデータの取得ができない場合があります。詳細については管轄の一般送配電事業者等へご確認ください。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 「電力データ利用規約」の内容に同意したうえで要請します。 | チェック欄 | ☐ |

以上【利用規約Ａ：包括要請（災害による停電発生時等）通電情報の規約】 |
| 電力データ利用規約この規約（以下、「本規約」という。）は、一般送配電事業者又は配電事業者（以下「一般送配電事業者等」という。）が電力データ集約システムにて提供する電力データの利用に関する運用ルールを定めたものです。電力データの運用取扱いに関しては、本規約に同意のうえ利用してください。■運用ルール・運用フロー

|  |  |
| --- | --- |
| 一般送配電事業者 | **①****要請文書提出****②****システム利用****アカウントの有効化****④****データ****活用**廃棄報告**⑤****データ****廃棄****③****データ****取得**適宜、抽出条件を入力の上、再取得を行ってください |
| 官公庁 | 資源エネルギー庁 | 有効化通知 |
| 関係行政機関地方公共団体 |  |

・補足事項

|  |
| --- |
| 運用ルール全般 |
|  | * 電力データ集約システムによるデータの取得には、事前に電力データ集約システムからのダウンロード（以下、LGWAN経由）または自治体システムと電力データ集約システム間のデータ連携（以下、API連携）のいずれかを選択し、システム利用手続き（アカウント登録および環境設定等）をする必要があります。本手続きについては、管轄エリアの一般送配電事業者等にお問い合わせください。
* 運用ルールは、システム利用手続き以降における原則的な取扱いを定めたもので、災害の復旧対応状況やシステム障害等により、一般送配電事業者等が運用ルールどおりに対応できない場合があります。
* 停電エリアや復旧見込み等の情報については、管轄エリアの一般送配電事業者のホームページにて適時公表しております。（特に発災初期においては、ホームページをご活用ください。）
 |
| 1. 要請文書提出
 |
|  | 要請タイミング | * 一般送配電事業者等は、関係行政機関又は地方公共団体（以下「関係行政機関等」という。）から電力データ提供の要請を受けた後、情報提供に際して資源エネルギー庁と協議する場合があります。
 |
| 1. システム利用アカウント有効化
 |
|  | アカウント有効化 | * 要請文書の受領後、アカウント有効化の対応を進めます。
* 一般送配電事業者等社内の業務輻輳状況やシステム障害等により、対応に時間を要する場合も想定されますので予めご了承願います。
* アカウントの有効化完了後、電力データ提供要請文書に記載された連絡先に通知します。
 |
|  | アカウント有効期間 | * アカウント（LGWAN経由利用：自治体情報、ユーザーID・PW、API連携利用：自治体情報）の有効期間は設定されたデータ利用期間です。データ利用期間は、２週間～１ヶ月程度を目安として、実状に即して設定してください。アカウントの有効期間を超えて利用する場合は、管轄エリアの一般送配電事業者等へ再度要請文書の提出をお願いします。
 |
| 1. データ取得
 |
|  | データ説明 | * 「通電情報」とは、スマートメーターの応答情報から通電又は停電と推定される情報等であり、30分電力量（供給／受電）、月間電力量（供給／受電）、次回検針日、通電情報、需要家特定ID、データ種別、供給／受電地点特定番号、氏名、郵便番号、住所、契約電力、契約受電電力、引込位置情報、計器ID、建物分類、電圧分類、電気方式、業務用／産業用、託送契約有無、受給契約有無、発電設備種別、発電設備容量、供給側新設日、供給側全廃日、供給側再新日、供給側全撤日、受電側新設日、受電側廃止日、受電側開始日、受電側全撤日、データ作成日、データ作成時刻、電話番号を含みます。
* 上記情報に加えて、電力データ集約システムに具備する機能によって統計加工された個人情報を含まないデータについても提供が可能です。
 |
|  | データの取得方法 | * システム利用手続きにおいて選択した LGWAN経由またはAPI連携によるデータ取得方法でデータを取得願います。
* 電力データ集約システム上のデータは適宜更新されます。必要の都度、抽出条件を入力の上、再取得を行ってください。
* 電力データ集約システムの障害復旧に長期を要する場合は、本規約に準じて一般送配電事業者等からデータ提供を行う場合があります。
 |
| 1. データ活用
 |
|  | データ取扱い | * 取得した電力データを要請書に記載の利用目的以外で利用することはできません。
* 電力データの受領以降のデータ活用にあたっては、関係行政機関等の責任のもと、個人情報保護法等の関連法令、条例、ガイドライン等に則り適切に取扱いください。
* 第三者へのデータ提供は一切禁止いたします。
* 統計データについては統計データから特定の個人の再識別化を行うことを禁止いたします。
 |
|  | データの問合せ | * 災害の復旧対応状況やシステム障害等により、データ提供に時間を要する場合や問い合わせに対応できない場合があります。
 |
| ⑤データ廃棄 |
|  | データ廃棄 | * 要請書に記載の利用目的が終了した後、速やかに関係行政機関等の責任のもと、データの消去または廃棄等を実施してください。
* データ廃棄後、速やかに提供元へ廃棄報告（電子メール等）してください。
 |
| 免責事項 |
| 　　 | * 電力データに依拠し、または電力データを信頼して行った行動等により被った、いかなる生命、身体、財産上の損失または損害について一般送配電事業者等は責任を負いかねます。
* また、天災地変、若しくはこれに類するもの、通信設備事故、システム障害又は緊急メンテナンス等のその他一般送配電事業者等の責に帰すことのできない事由（不可抗力）において電力データの提供ができない場合に生じるいかなる生命、身体、財産上の損失または損害についても一般送配電事業者等は責任を負いかねます。
* 提供データの漏えい等が発生し、又は発生した可能性のある提供データに個人情報が含まれる場合には、これを生じさせた当事者が、個人情報保護法に従い、必要に応じて、個人情報保護委員会に対して、その旨報告し、その指示に従うものとし、一般送配電事業者等は責任を負いかねます。
 |

以上 |

|  |
| --- |
| 【利用規約Ｂ：包括要請（災害による停電発生時等、防災訓練）配電線地図、復旧計画の規約】 |
| 電力データ利用規約この規約（以下、「本規約」という。）は、一般送配電事業者又は配電事業者（以下「一般送配電事業者等」という。）が提供する電力データの利用に関する運用ルールを定めたものです。電力データの運用取扱いに関しては、本規約に同意のうえ利用してください。■運用ルール・運用フロー

|  |  |
| --- | --- |
| 一般送配電事業者 | 廃棄報告※矢印点線は必要に応じて実施受領報告情報送付協議事前協議**⑥****情報****廃棄****③****情報****提供****⑤****情報****活用****④****情報****受領****②****情報****抽出･作成****①****要請文書****提出** |
| 官公庁 | 資源エネルギー庁 |  |
| 関係行政機関地方公共団体 |  |

・補足事項

|  |
| --- |
| 運用ルール全般 |
|  | * 運用ルールは、原則的な取扱いを定めたもので、災害復旧優先のため、一般送配電事業者等が運用ルールどおりに対応できない場合があります。
* 停電エリアや復旧見込み等の情報については、管轄エリアの一般送配電事業者のホームページにて適時公表しております。（特に発災初期においては、ホームページをご活用ください。）
* 情報の活用用途により、提供する情報の内容やタイミング等、以下に掲げる具体的事項について、必要に応じて確認、事前協議させていただきます。
 |
| ①要請文書提出 |
|  | 要請タイミング | * 復旧対応中であるため、断続的な要請には対応できない場合があります。
* 一般送配電事業者等は、関係行政機関又は地方公共団体（以下「関係行政機関等」という。）から電力データ提供の要請を受けた後、情報提供に際して資源エネルギー庁と協議する場合があります。
* 停電エリアが広範囲に及ぶ場合は、情報提供にかなりの時間を要する可能性があります。
 |
| ②情報抽出・作成 |
|  | 情報の説明 | * 「配電線地図」とは、高圧停電エリアが記載された地図情報です。
* 提供する情報は、一般送配電事業者等が保有しているフォーマットとします。
 |
| ③情報提供 |
|  | 提供タイミング | * 要請を受けてから速やかに提供準備を進めますが、一般送配電事業者等社内の業務輻輳状況によっては、1日前後あるいはそれ以上かかる場合も想定されますので予めご了承願います。
 |
|  | 提供媒体 | * 電子媒体（パスワード付）、ホームページ公開情報、または紙媒体となります。
 |
|  | 提供方法 | * 電子メール（パスワードは別メールにてお知らせ）等、または手交にて提供します。
 |
|  | 提供した情報の更新 | * 要請者から情報更新の求めがあった場合、復旧作業の進捗状況に応じて可能な範囲で更新情報を提供します。
 |
| ④情報受領 |
|  | 受領報告 | * 情報受領後、必ず情報提供元へ受領報告（電子メール等）してください。
* 手交にて受領した場合は、一般送配電事業者等が定める様式への押印やサインをいただきます。
 |
| ⑤情報活用 |
|  | 情報取扱い | * 「④情報受領」以降の情報活用にあたっては、関係行政機関等の責任のもと、個人情報保護法等の関連法令、条例、ガイドライン等に則り適切に取扱いください。
 |
| ⑥情報廃棄 |
|  | 情報廃棄 | * 要請書に記載の利用目的が終了した後、速やかに関係行政機関等の責任のもと、情報の消去または廃棄等を実施してください。
* 情報廃棄後、速やかに提供元へ廃棄報告（電子メール等）してください。
 |
| 免責事項 |
| 　　 | * 電力データに依拠し、または電力データを信頼して行った行動等により被った、いかなる生命、身体、財産上の損失または損害について一般送配電事業者等は責任を負いかねます。
* また、天災地変、若しくはこれに類するもの、通信設備事故、システム障害又は緊急メンテナンス等のその他一般送配電事業者等の責に帰すことのできない事由（不可抗力）において電力データの提供ができない場合に生じるいかなる生命、身体、財産上の損失または損害についても一般送配電事業者等は責任を負いかねます。
* 提供データの漏えい等が発生し、又は発生した可能性のある提供データに個人情報が含まれる場合には、これを生じさせた当事者が、個人情報保護法に従い、必要に応じて、個人情報保護委員会に対して、その旨報告し、その指示に従うものとし、一般送配電事業者等は責任を負いかねます。
 |

以上 |